

贈収賄防止及び節度ある交際に関する JR 西日本グループ基本方針

1. 目的

本基本方針は、「JR 西日本グループ行動規範」で約束している「取引先・行政等との健全な関係」について、具体的な遵守事項や取組体制を定めるものです。不正競争防止法や各国の贈収賄を禁止する法令（以下、「贈収賄禁止法等」という）を遵守するとともに、国内外問わず、公務員又はこれに準ずる者（以下、「公務員等」という）及び取引先（それぞれの家族や親しい関係者を含む）との不健全な関係を未然に防止することを目的とします。

2. 適用対象

本基本方針は、JR 西日本グループすべての役員及び従業員（以下、「私たち」という）に適用します。

3. 適用範囲

本基本方針は、私たちと、公務員等及び取引先の関係者（それぞれの家族や親しい関係者を含む）との関係に適用します。

4. 遵守事項

私たちは、会社で取扱うすべての国内外ビジネスにおいて、下記の事項を遵守します。

(1) 公務員等との関係

私たちは、公務員等との関係において、いかなる贈賄行為や収賄行為を行いません。

(2) 取引先との関係

私たちは、取引先との関係において、節度ある交際を心がけます。法令に違反しないことはもちろんのこと、社会通念上許容される範囲を超えた贈答品や供応接待の供与及び受領を行いません。

5. 遵守事項の詳細

(1) 公務員等との関係

① 贈賄行為の禁止

- ・私たちは、ビジネス上の不当な便宜を獲得・維持するなどの目的で、公務員等及びその家族や親しい関係者に対し、ファシリテーションペイメントをはじめとする、国・地域の商慣習とされている支払いを含め、いかなる利益の供与、又はその申込、約束を行いません。
- ・また私たちは、代理店等の第三者が公務員等及びその家族や親しい関係者に対して本基本方針に反する贈賄行為を行うことの指示、そそのかし、助け、またはその事実を知りながらの黙認も行いません。
- ・ただし、JR 西日本グループの役員・従業員及びその家族等の個人の生命、身体、財産又は自由を守るために、真にやむを得ず公務員等及びその家族や親しい関係者に対して支払いを行った場合は、本基本方針における贈賄行為とみなしません。
- ・相手の職種が公務員等に該当するかをはじめ、判断に迷う場合は、各社の関係部署に相談します。

②収賄行為の禁止

- ・私たちは、ビジネス上の便宜を提供することと引き換えに、公務員等及びその家族や親しい関係者から、自分自身、または自分の家族や親しい関係者に対するいかなる利益の要求、又はその受領、約束を行いません。

(2)取引先との関係:節度ある交際

- ・私たちは、法令のみならず、社会的良識に従って誠実かつ公正に行動し、判断に迷う場合には、「4つの自問」を自らに問いかけます。
- ・私たちは、JR西日本グループの一員である自覚を持ち、JR西日本グループの社会的な信頼を損なうことのないよう、本基本方針で禁止されている贈賄行為及び収賄行為のみならず、お客様、地域・社会、従業員等のあらゆるステークホルダーからの疑義を生じさせる贈答品や供応接待の供与及び受領を行いません。
- ・贈答品や供応接待の供与及び受領については、関係者間の一方の費用負担が過大とならないようにします。
- ・贈答品及び供応接待の金額、事前承認の要否等の詳細は、JR西日本グループ各社で定めます。

6. 記録・保管

私たちは、JR西日本グループ各社が定めたルールに基づき作成が求められる申請書等について、正確に記録し、保管します。

7. 相談

私たちは、贈収賄禁止法等及び本基本方針に対する違反又はそのおそれがある場合は、社内窓口（JR西日本グループ倫理・人権ホットライン、各社の相談窓口・関係部署）に速やかに相談、報告します。

8. 教育・啓発

私たちは、本基本方針の実効性を高めるために、JR西日本グループの各職場において適切な教育・啓発活動を行います。

9. モニタリング

JR西日本グループは、本基本方針の実効性を確保するため、その運用状況について、必要に応じて確認・点検を行います。

10. 罰則

第4項（遵守事項）に抵触する行為を行った場合は、その内容に応じて、JR西日本グループ各社における就業規則及びその他の社内規定等に基づき処分の対象とします。

11. 見直し

私たちは、継続的かつ有効な対策や運用を実現するため、必要に応じて本基本方針やJR西日本グループ各社のルールの見直しを行います。

12. 用語の定義

(1)「公務員又はこれに準ずる者」とは、以下に該当する者をいう。

(国内公務員)

- ①国家公務員の一般職
- ②国家公務員の特別職
- ③地方公務員の一般職
- ④地方公務員の特別職
- ⑤法令により公務に従事する者とみなされる役職員

(外国公務員)

- ①外国の政府又は地方公共団体（以下、併せて「外国政府」という）の公務に従事する者
- ②外国政府関係機関（公共の利益に関する特定の事務を行うために特別に法令によって設立された組織をいう）の事務に従事する者
- ③外国の公的企業の事務に従事する者（外国政府から特に権限を付与された次に掲げる公的企業の職員）
 - ア 外国政府が議決権のある株式の過半数を直接又は間接に所有する者
 - イ 外国政府が出資の過半数を直接又は間接に所有する者
 - ウ 外国政府が役員の過半数を任命又は指名する者
 - エ 外国政府が株主総会における決議事項の全部又は一部について許可又は拒否権を有する者
 - オ その他、外国政府が実質的に支配する者
- ④国際機関の公務に従事する者
- ⑤外国政府又は国際機関からの権限の委任を受けてその事務を行う者
- ⑥その他外国における公職の候補者及び政党職員

(2)「取引先」とは、公務員等を除く、法人及び個人事業主をいう。

(3)「贈賄行為」及び「収賄行為」とは、贈収賄禁止法等で定められる行為に加え、本基本方針の第5項（遵守事項の詳細）において禁止される一切の行為をいう。

(4)「利益」とは、有形無形を問わず、相手方に対し経済的価値のある一切のものをいう。

(5)「代理店等」とは、代理店、エージェント又はコンサルタント等、名称のいかんを問わず、当社のために情報の提供又は取引の媒介、代理、あっせん等の役務提供を遂行する者をいう。

(6)「ファシリテーションペイメント」とは、通常の行政サービスにかかる手続きの円滑化などを目的として行われる、外国公務員への少額の支払いのことをいう。

(7)「贈答品」とは、金銭又は物品など経済的価値のある有形の利益をいう。

(8)「供応接待」とは、相手方が負担すべき費用の全部又は一部を当社が負担して、飲食・移動手段・娯楽その他の便益等を供与し、もてなす、無形の利益のことをいう。

2026年6月 制定